

別紙2

臨時休業に伴う学校での児童預かりについて

水戸市立千波小学校長 和田 雅彦

明日より、臨時休業期間に入ります。

この措置は集団生活による感染防止を目的にするものですが、日中看護することができないご家庭の児童については学校で預かることが可能となります。以下の事項をお読みいただき、申込みをいただきたいと思ひます。

多人数になりますと、感染拡大防止という本来の目的とは異なりますので、児童の希望ではなく、各ご家庭の実状に沿って申込をしていただくよう、お願いいたします。

記

1 預かりの条件

- ① 日中、家庭で看護できる大人が不在であり、児童のみで留守番をさせることに不安があること。
- ② 通常の通学方法(徒歩等)で通うことができること。
- ③ 毎朝ご家庭で検温を実施していただき、発熱等の症状がある場合には登校させないこと。
- ④ 給食の提供はないので、弁当を持参させること。
- ⑤ 自分で学習しようと思う学習用具を持参すること。
- ⑥ 自習の監督担当職員の指示や指導に従うこと。
- ⑦ 学校内で具合が悪くなった場合の連絡先を明確にしておくこと。
- ⑧ 本校の開放学級・民間の学童保育をご利用の方は、お預かりできません。
- ⑨ 「預かり児童利用票」の提出がないとお預かりできません。

2 預かり時間 8:10～ (1・2年生は14:00まで、3～6年生は15:00まで)

3 預かり場所 各学年の教室を予定していますが、実情によって変更もあります。

4 児童の持参物 ○マスク(必ず着用させる) ○水筒 ○学習用具、教材
○弁当(お昼をまたぐ場合。ただしおやつは厳禁)

5 預かりについて

- ① 本日配付した「預かり児童利用票」に必要事項を記入し、3日に児童に持参させてください。
- ② 学校では申し出に従って名簿を用意します。名簿に登録が無い場合はお預かりできません。
- ③ 途中でお迎え等に来校される場合には、必ず職員室に声をかけてください。